

棚卸資産の評価に関する会計基準と  
法人税法の調整の方向性

原 省 三

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 育 官 〕

# 要 約

## 1 研究の目的、問題の所在

平成 18 年 7 月 5 日に企業会計基準委員会が公表した「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「新会計基準」という。）では、原則として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、企業が通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価について、これまでの原価法と低価法の選択適用を見直し、低価法を強制適用することとしている。

法人税法は、棚卸資産の評価について、従来から企業会計と同様に原価法と低価法の選択適用を認めてきたところであるが、本研究では、新会計基準の適用を前に、新会計基準に対する法人税法の調整の方向性について検討することとした。

なお、平成 19 年度税制改正において、低価法を適用する場合における時価を、従来の「取得のために通常要する価額（再調達原価）」から、「事業年度終了の時における価額」に改めるとともに、トレーディング目的の棚卸資産（短期売買商品）については、時価法により評価することとされており（原則として平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用）、この改正の内容も踏まえて検討を行った。

## 2 研究の概要

### （1）棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の従前の取扱い

棚卸資産の評価方法については、三者とも原価法と低価法の選択適用を認めてきた。

低価法における時価については、法人税法は「再調達原価」を採用し、企業会計は「正味実現可能価額」が適当であるとしつつも「再調達原価」などの価額によることも認めていた。低価法適用後の処理については、法人税法、企業会計ともに「洗替え方式」と「切放し方式」の選択適用としており、両者の取扱いは、ほぼ一致していた。商法は、低価法の適用関係

について具体的な規定を持っていない。

(2) 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の取扱いの沿革

昭和40年度税制改正により三者の取扱いはほぼ一致したものとなったが、これは、「三位一体」関係と呼ばれた従来の相互依存型のトライアングル体制の下、棚卸資産の評価についても、三者間において調和を重視した調整が行われた結果と言える。

(3) 棚卸資産の評価に係る国際的な会計基準の取扱い

国際会計基準、米国会計基準とも低価法を強制適用しているが、低価法における時価と低価法適用後の処理については、国際会計基準が「正味実現可能価額」と「洗替え方式」を採用しているのに対し、米国会計基準は「再調達原価」と「切放し方式」を採用している。

(4) 棚卸資産の評価に係る基本的な考え方の考察

法人税法、商法及び企業会計の三者とも、棚卸資産の評価の原則を財産法に基づく時価主義ではなく、損益法に基づく取得原価主義（原価（取得時の価格）を基準として資産・負債を評価する考え方）によることとしている。つまり、企業が投資した資産の支出額ないし取得原価を、その投資の成果が確定（実現）する期間に配分するという考え方に立っている。

しかし、低価法は下方修正のみではあるが、原価以外に決算期末の時価を使用することから、低価法と取得原価主義との整合性につき、従来から議論が行われてきた。これらの議論を整理すると、低価法の根拠論は、次の3説に分けられる。

- ① 保守主義説・・・低価法は古くから行われてきた慣行的評価思考であり、保守主義による取得原価主義の例外として認めたものとする考え方である（連続意見書第四）。
- ② 有効原価説・・・その財貨から生み出される将来純収入の現在価値すなわち用益潜在力をもって棚卸資産の評価額とすべきという考え方で、期末時価が取得原価を下回る差額部分は失われた用益潜在力の貨幣評価額として切り捨て、将来収益対応分として残った有効原価のみを期

末評価額とするものである。この考え方によれば低価法における時価は再調達原価とされる（米国会計基準）。

- ③ 回収可能原価説・・・通常の営業過程において回収可能な金額を棚卸資産の評価額とすべきという考え方で、期末時価の下落分は回収不能原価分とみて切り捨て、回収可能額のみを期末評価額とするものである。この考え方によれば低価法における時価は正味実現可能価額とされる（国際会計基準、新会計基準）。

回収可能原価説に立つ新会計基準を、取得原価主義の枠内と位置付けることに疑問を呈する論者もいるが、金融商品に適用される時価評価とは異なり、未実現利益の計上を強制するものではなく、減損会計基準と同様に、取得原価主義の枠内と位置付けることができるものとする。

#### (5) 新会計基準の内容分析

新会計基準の内容で注目すべき点としては、①中小企業には「中小企業会計指針」が適用され、新会計基準の適用は強制されないこと、②品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損を収益性の低下の観点からは相違がないものとして取り扱うこととされたこと、③低価法を適用する場合の時価は原則として「正味売却価額」（従来の「正味実現可能価額」と同義）とし、製造業における原材料等についてのみ継続適用を条件として「再調達原価」を認めることとしたこと、④トレーディング目的で保有する棚卸資産については時価評価することとされたことが挙げられる。

#### (6) 法人税法の調整の方向性

イ 法人税法が新会計基準に合わせて低価法を強制適用することの是非  
低価法を取得原価主義の枠内と位置付ける考え方によれば、法人税法が低価法を強制適用することとしても、損益法による期間損益計算を原則としてきた所得計算を歪めるものではない。

しかしながら、新会計基準は中小企業に強制適用されるものではないため、すべての法人が会計実務において新会計基準を適用し、低価法を採用するとは考えられないことや、課税庁が、低価法を適用していない

法人に対し、低価法によって所得金額を算定するためには膨大な事務量を要し、執行が困難となること等を勘案すると、法人税法が低価法を強制適用することは現実的でなく、従来どおり選択適用を維持すべきであると考ええる。

なお、平成 19 年度税制改正においても、法人税法が低価法を強制適用することとはしておらず、妥当な改正であると思われる。

ロ 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点と法人税法の調整の方向性

(イ) 低価法と強制評価減の区分

法人税法上の評価減における時価（「実現可能価額」）と新会計基準の時価（「正味売却価額」）が異なるため、調査等においては、評価減によるものと低価法によるものを区分した上で、評価額の適否を検討する必要があるが、「実現可能価額」と「正味売却価額」の差異は、見積追加製造原価及び見積販売直接経費を含むか否かであるので、「実現可能価額」を算定し、更正することは可能である。評価減の計上はすでに実現した損失を顕在化させるものであり、低価法による評価損とは区分すべきである。

(ロ) 時価の定義

低価法を適用する法人が、会計上、「正味売却価額」を採用している場合には「再調達原価」で再計算して申告調整を行う必要がある（従前も同じ。）が、法人と課税庁の双方ともに実務上の負担が大きいことから、継続適用を要件に、「再調達原価」だけでなく、「正味売却価額」での評価も認めるべきである。

なお、平成 19 年度税制改正においては、低価法における時価（法令 28①二）を、「事業年度終了の時ににおける価額」と規定しているが、この時価の規定振りは、評価減における時価（「事業年度終了の時ににおける当該資産の価額」（法法 33②））とほぼ同じであり、現行通達（法基通 9-1-3）の解釈からすると、「実現可能価額」を指しているものと

思われる。しかし、上記(イ)のとおり、低価法における時価と強制評価減における時価は異なるものであり、また、原則として「正味売却価額」を時価とする新会計基準とも整合性を欠くこととなる。

いずれにしても、法人税法上の低価法における時価が、「実現可能価額」、「正味売却価額」、「再調達原価」といった時価の概念のいずれを指すのか、明確に示す必要がある。

(ハ) トレーディング目的で保有する棚卸資産

新会計基準上の「トレーディング目的で保有する棚卸資産」は、企業が商品先物取引等により投機目的で保有する金地金等を指すものと思われるが、このような棚卸資産については、法人税法上も売買目的有価証券の取扱いに準じて、時価法により評価することにより、法人の事業活動の成果を的確に所得に反映させるべきであると考えられる。

平成 19 年度税制改正においては、新会計基準の取扱いに合わせて、「金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの」等を「短期売買商品」とし（法令 118 の 4）、これらの資産については、時価法により評価することとしており（法法 61②）、妥当な改正であると思われる。

## 目 次

はじめに	186
第1章 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の従前の取扱い	187
第2章 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の取扱いの沿革	191
第3章 棚卸資産の評価に係る国際的な会計基準の取扱い	197
第1節 国際会計基準（IAS）の取扱い	197
第2節 米国会計基準の取扱い	198
第4章 棚卸資産の評価に係る基本的な考え方の考察	200
第1節 法人税法の考え方	200
第2節 商法の考え方	201
第3節 企業会計の考え方	203
第4節 国際会計基準の考え方	205
第5節 小括	206
第5章 新会計基準の内容分析	208
第6章 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点	215
第1節 法人税法と新会計基準との主な相違点	215
第2節 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点	216
第7章 法人税法の調整の方向性	217
第1節 法人税法が低価法を強制適用することの是非	217
第2節 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点と 法人税法の調整の方向性	218
結びに代えて	229

## はじめに

企業会計基準委員会が平成 18 年 7 月 5 日に公表した「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「新会計基準」という。)では、原則として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、企業が通常の販売目的で保有する棚卸資産のうち、期末における正味売却価格が取得価額よりも下落しているものは、当該正味売却価格をもって貸借対照表価額とすることとされた。

つまり、企業会計では、国際的な会計基準との調和の観点から、棚卸資産の評価について、これまでの原価法と低価法の選択適用を見直し、低価法を強制適用することとしたものである。

法人税法は、棚卸資産の評価について、従来から企業会計と同様に原価法と低価法の選択適用を認めてきたところであるが、新会計基準の適用を前に、新会計基準に対する法人税法の調整の方向性について検討する必要がある。

そこで、本研究では、棚卸資産の評価における低価法について、その基本的な考え方を整理するとともに、新会計基準の内容を分析し、新会計基準が適用された場合の執行上の問題点を抽出すること等により、今後の法人税法の調整の方向性を検討することとした。

なお、平成 19 年度税制改正において、低価法を適用する場合における時価を、従来の「取得のために通常要する価額(再調達原価)」から、「事業年度終了の時における価額」に改めるとともに、トレーディング目的の棚卸資産(短期売買商品)については、時価法により評価することとされており(原則として平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用)、この改正の内容も踏まえて検討を行った。

## 第1章 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、 企業会計の従前の取扱い

はじめに、棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の従前の取扱いについて概観する。

なお、本研究は、棚卸資産の評価における低価法の適用を中心に検討を行うものであり、企業会計基準委員会でも今後検討することとされている後入先出法の是非等については研究の対象としないこととする。

### 〔法人税法〕

法人税法（平成19年法律第6号による改正前のものをいい、以下「法人税法」という。）第29条（たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）第1項では、「内国法人のたな卸資産につき第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時ににおいて有するたな卸資産の価額は、その内国法人がたな卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。」とされ、同条第2項では、「前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。」とされている。

これを受けて、法人税法施行令（平成19年政令第83号による改正前のものをいう。）第28条（棚卸資産の評価の方法）第1項では、棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法として、第一号において8種類の原価法を規定するとともに、第二号において低価法を規定している。

同号では、低価法を、期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、同号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額と当該事業年度終了

の時におけるその取得のために通常要する価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいうものと規定している。この「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」とは、再調達原価をいうものと解されている。

なお、法人税基本通達では、「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」について、購入した棚卸資産については、いわゆる処分可能価額又はスクラップ価額ではなく、再取得価額をいうものとし（法基通 5-2-11）、製造等に係る棚卸資産については、期末において当該製品等を再生産するものと仮定した場合の実際の製造原価の額に間接付随費用の額を加算した金額によることを原則としている（法基通 5-2-13）。

また、法人税法は、低価法適用後の処理について、洗替え方式を原則としているが、後入先出法を除く原価法を選定している場合において、受払帳簿への記帳等を要件として、いわゆる切放し低価法の採用を認めている（法令 28②）。

### 〔商法〕

平成 17 年 7 月に公布された会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」（会社法 432）とされ、法務省令である会社計算規則第 3 条（会計慣行のしん酌）では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定している。そして、同規則第 5 条（資産の評価）第 1 項では、「資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。」とした上で、同条第 6 項では、「次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。」とし、同項第 1 号において「事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産」を掲げている。

このように、会社法には、棚卸資産の評価に限定した別段の規定はないが、資産の評価について、原価法を原則とした上で、低価法の選択適用を認めて

いる。

なお、低価法の適用における時価の定義や、低価法の適用方法（洗替え方式か、切放し方式か）についての明文の規定はない。

## 〔企業会計〕

企業会計原則第三、五、Aでは、「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とした上で、「たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得価額よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」とし、原価法に対する例外として低価法を容認している。

企業会計原則は、低価法を適用する場合の時価について、具体的な算定方法を定めていないが、昭和37年8月7日公表の大蔵省企業会計審議会中間報告「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四（以下「連続意見書第四」という。）においては、「低価基準<sup>(1)</sup>を適用する場合における時価としては、決算時の売価からアフター・コストを差し引いた価額、すなわち正味実現可能価額が適当であるが、再調達原価をとることも認められる。再調達原価の代替として、最終取得原価（決算日に最も近い実際取得原価）又は売価からアフター・コストおよび正常利益を差し引いた価額をとることもある。」としている。

また、連続意見書第四では、低価基準の適用後の処理方法として、切放し低価法と洗替え低価法があるが、低価基準をささえる保守主義の思考からすれば、時価の反騰を度外視する方法による低価法（切放し低価法）の方が妥

---

(1) 法人税法上の「低価法」と同義であり、「低価主義」とも呼ばれる。本稿では、法人税法上の「低価法」を統一的に使用することとするが、文献引用部分については、原文の表現を用いることとする。

当と考えられるとしている。

なお、平成17年8月3日に公表された「中小企業の会計に関する指針」第27項においても、「棚卸資産は、原価法又は低価法により評価し、原則として継続適用する。」とされ、「時価とは、原則として正味実現可能価額とするが、再調達原価等によることもできる。」とされている。

以上、棚卸資産の評価における低価法の適用について従前の三者の取扱いの概要をまとめると、次表のとおりである。

○ 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の従前の取扱い

	法人税法	商 法	企業会計
評 価 方 法	原価法と低価法の選択適用 (法29、法28①)	原価法と低価法の選択適用 (会社計算規則5⑥)	原価法と低価法の選択適用 (貸借対照表原則5A)
時 価 の 定 義	再調達原価 (法28①二)	—	正味実現可能価額、再調達原価 など (連続意見書第四)
低 価 法 適 用 後 の 処 理	洗替え又は切放し (法28②)	—	洗替え又は切放し (連続意見書第四)

## 第2章 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、 企業会計の取扱いの沿革

前章のとおり、棚卸資産の評価における低価法の適用について従前の三者の取扱いは、ほぼ一致しているが、本章ではこれに至るまでのそれぞれの沿革を見てみることにする。

### 〔法人税法〕

法人税法が、棚卸資産の評価について現在のような体系的な規定を持ったのは、昭和25年におけるシャープ勧告に基づく税制改正においてである。

それ以前は、棚卸資産の評価減については、原価又は時価のいずれか低い金額を基準として、その9割を下らない程度の評価減を認めるという取扱いが公開されていたに過ぎず、その前提となる棚卸資産の原価の認識については、なんら触れるところがなかった。

シャープ勧告に基づいた昭和25年の税制改正により、旧法人税法第9条の7では、棚卸資産の評価については、命令で定める事業の種類ごとに命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない旨を規定し、旧法人税法施行規則第20条により、原価法、時価法及び低価法の三つの評価方法が規定されていた。この時価法とは、「当該棚卸資産の当該事業年度終了の日におけるその取得のために通常要する価額をもって当該棚卸資産の評価額とする方法」とされており、時価が原価を超えている場合には、時価で評価すれば未実現利益が計上されることになることや、時価の測定の困難さと不確実性等の理由から、その存在意義については諸見解があった<sup>(2)</sup>。

そこで、昭和37年の商法改正により、商法が資産の評価基準として取得原価主義を採用し、原価法と低価法の選択適用を認めたことに伴い、昭和38年改正において、法定の評価方法から時価法が削除された。

昭和40年の全文改正の基礎となった税法整備小委員会の答申では、「本来、

---

(2) 武田昌輔監修『DHC会社税務積義』1769頁（第一法規・2006）。

たな卸資産の評価は、課税所得の計算上固定資産の減価償却とともに、もっとも重要なものであって、企業会計と抵触する面も少なくない。また、最近企業会計の立場からも税法のたな卸資産に関する規定についての改正意見が出されているので、この際たな卸に関する税法の規定を整備することが適当であると考えられる。この場合特に、たな卸資産の評価と所得計算との関係を明らかにするほか、たな卸資産の範囲、取得価額、評価方法等について必要な事項は法令においてできるだけ具体的に明らかにすべきであると考えられる。」とされ、同改正により、現在の法人税法第 29 条以下の棚卸資産の評価に係る規定が整備されたのである。

また、低価法適用後の処理について、昭和 40 年改正前は、旧法人税基本通達 187 において、「低価法による評価方法を選定した法人が、期末時価の方が低い価額であったため、期末時価で評価した場合においては、翌事業年度終了の日において評価をなす場合の当該たな卸資産の取得価額は、前事業年度終了の日における評価額ではなく実際の取得価額を基礎として計算するものとする。」とされており、洗替え低価法のみを認めていたが、理論的立場と企業実務の両面から切放し低価法を認めるべきであるとする要望があり<sup>(3)</sup>、昭和 40 年改正では、新たに切放し低価法が認められ、企業会計との調和が図られている。

#### 〔商法〕

商法は、従来から、棚卸資産の評価に係る具体的な規定を持っておらず、

- 
- (3) その理由の 1 つは、いったん計上した評価損が取り戻されるのは低価主義を支える保守主義の考え方に合わないということであり、もう 1 つには、もっぱら企業の計算実務を簡素化するために切放し方式を認めることが必要であるということであった。すなわち、主として原価計算を行う場合のことであるが、すでに前期末において原材料等について原価を切り捨てた価額をもって帳簿価額としているときは、当期はその価額に基づいて払い出されているのが通常原価計算の実務であるから、この場合に、洗替え方式しか認めないとすると、すべて原始原価に振り戻して期末棚卸高を計算しなければならないことになり、結局原価差額が大きく発生して、法人としても実務上煩雑にたえないというのであったとされている（武田・前掲注(2) 1760 頁）。

旧商法第 34 条（財産評価の原則）第 1 項において、「財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ価額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ」とのみ規定していた。この規定は、商法が資産の評価基準に関して、時価以下主義を採用したものと解されている<sup>(4)</sup>。

その後、昭和 37 年の改正において、同項第 1 号が追加され、「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」と規定された。

そして、株式会社の計算規定として、同法第 285 条ノ 2（流動資産の評価）が新設され、同条第 1 項では、「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」とした上で、同条第 2 項で、「前項ノ規定ハ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨ゲズ」と規定し、流動資産の評価基準として、取得原価主義を採用するとともに、商法上も企業会計原則の採る原価主義と低価主義の選択適用を認めることとされた<sup>(5)</sup>。

平成 14 年 5 月の改正では、企業会計の変化等に対応するため、商法第 285 条（会計帳簿における財産評価方法）の規定を、「会社ノ会計帳簿ニ記録スベキ財産ニ付テハ第 34 条ノ規定ニ拘ラズ法務省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ価額ヲ付スルコトヲ要ス」と改めるとともに、同法第 285 条ノ 2 から第 287 条ノ 2 までの各条が削除され、商法上の財産評価規制を法務省令である商法施行規則に委任した。

---

(4) 大住達雄『株式会社社会計の法的考察』152 頁（白桃書房、1952）。

(5) 法務省民事局試案では、債権者保護を尊重するあまり低価主義を強制するものとしていたとされている（吉田昂『改正会社法』89 頁（日本加除出版、1963））。

これを受けて、商法施行規則第28条（流動資産の評価）第1項では、「流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。」と規定した上で、同条第2項で、「前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない。」と規定し、それまでの取扱いどおり、低価法の選択適用を認めている。

平成17年の会社法制定による現行規定については、前述のとおりである。

### 〔企業会計〕

昭和24年7月9日に設定された企業会計原則では、第三、貸借対照表原則、五（資産の貸借対照表価額）Aにおいて、「商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、その他貯蔵品等の棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は平均購入原価により決定するものとする。買入順法、平均原価法等により取得原価を算定し難い場合には、基準棚卸法、小売棚卸法等による一定の棚卸評価基準を採用することができる。」とした上で、「商品及び原材料については、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価により評価することができる。」としており、当初から低価法の選択適用を認めていた。

昭和26年9月28日経済安定本部企業会計基準審議会中間報告「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」では、「第285条の財産評価に関する特則によれば、営業用の固定財産についてはその取得価額又は製作価額を超ゆる価額を附することを得ずとして原価主義をとり、取引所の相場のある有価証券についてはその決算期前一月の平均価格を超ゆることを得ずとして時価主義（又は時価以下主義）をとっているが、この評価規定は甚だ不充分であり実情に適しないものであるから、これを次のとおりに改めること。」とし、「流動資産の評価は、棚卸資産、有価証券およびその他の流動資産とに区別し、棚卸資産については原価主義または低価主義の選択をみとめ、取引所の相場ある有価証券（短期投資の目的で所有するものに限る）については時価主義をみとめ、その他の流動資産については原価主義を原則とする。」として

いる。

昭和 27 年 6 月 16 日経済安定本部企業会計基準審議会中間報告「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」では、当時、法人税法において採用されていた時価法について、「時価法は、期末棚卸の評価基準から除外し、必要があれば期中の棚卸評価の基準として選択することを認めること。」としている。

昭和 37 年 8 月 7 日の連続意見書第四については、前述のとおりである。

昭和 38 年の改正では、「但し、棚卸資産の市場価格の下落がいちじるしく、かつ回復可能の見込がないと認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない。」との強制評価減の定めが追加された。

昭和 41 年 10 月 17 日大蔵省企業会計審議会中間報告「税法と企業会計との調整に関する意見書」では、「税法は、たな卸資産の時価については、低価法上の時価は、再取得原価によることとし、災害等による著しい損傷等の事実に基づいて資産の評価替えを行なう場合の時価については、実現可能価額によることとしているが、いずれの場合においても、実現可能価額又は正味実現可能価額によることが一般に認められているので、これらの時価によることをも認めることが望ましい。」としている。

さらに、昭和 49 年の改正においては、強制評価減について、「…市場価格の下落がいちじるしく、かつ回復する見込があると認められる場合を除き」として、その制約をゆるめ、評価減の範囲が拡大されているが、これは昭和 37 年の商法改正を受けて調整を図ったものと考えられている<sup>(6)</sup>。

以上、棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の取扱いの沿革をまとめると、次表のとおりであるが、「三位一体」関係と呼ばれた従来の相互依存型のトライアングル体制の下、棚卸資産の評価についても、三者間では調和を重視した調整が行われてきたものと言える。

---

(6) 津曲直躬「第 5 章貸借対照表の評価」（黒澤清編『新企業会計原則解説』352 頁（税務経理協会、1975））。

## ○ 棚卸資産の評価に係る法人税法と商法、企業会計の取扱いの沿革

年月日	法人税法	商 法	企業会計
昭24. 7. 9 (1949)	—	—	「企業会計原則」設定 ⇒原価法と低価法の選 択適用(貸借対照表原 則5A)
昭25改正 (1950)	原価法、時価法(注)、 低価法の選択適用を 規定 (旧法9の7、旧法規 20)	—	
昭37改正 (1962)		取得原価主義の採用 原価法と低価法の選 択適用 (旧商法285ノ2)	
昭37. 8. 7			「連続意見書第四」公 表⇒時価の定義、切放 し低価法の妥当性を提 言
昭38改正 (1963)	時価法の削除 (法法29、法令28①)		
昭40改正 (1965)	切放し低価法の容認 (法令28②)		
平14改正 (2002)		評価規定を法務省令 に委任 (旧商法285、商規28)	
平17. 7. 26 (2005)		会社法制定(省令委 任) (会社計算規則5⑥)	

## 第3章 棚卸資産の評価に係る国際的な 会計基準の取扱い

本章では、棚卸資産の評価に係る国際的な会計基準の取扱いについて概観する。

### 第1節 国際会計基準（IAS）の取扱い

国際会計基準第2号では、棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しなければならない（para. 9）として、低価法の適用を強制している。具体的には、①棚卸資産が損傷した場合、②その全部若しくは一部が陳腐化した場合、③その販売価格が下落した場合、④完成に必要な見積原価又は販売に要する見積費用が増加した場合には、棚卸資産の原価が回収できなくなることがあるとし、棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減する実務は、資産はその販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて評価されるべきではないという考え方と首尾一貫している（para. 28）と説明している。この国際会計基準における低価法の説明は、原価主義の枠内というよりも、当該資産がもたらす将来の経済的便益のストック価値（回収可能額）を重視する会計観を想定している<sup>(7)</sup>とも評されている。

また、正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額とされ、正味実現可能価額と類似した時価概念である公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者が独立第三者取引において資産を交換又は負債を決済する場合の金額をいう（para. 6）とされている。

さらに、正味実現可能額とは、企業が通常の事業の過程における棚卸資産の

---

(7) 梅原秀継「第2部第2章たな卸資産会計」（わが国会計基準の国際的調和化に関する研究委員会報告『わが国会計基準と国際会計基準および米国会計基準との比較調査』135頁（企業財務制度研究会、2001））。

販売により実現されることが予測される正味の金額をいい、公正価値は、同じ棚卸資産が市場で取引の知識のある自発的な買手と売手の間で交換される金額を表わすものであるとした上で、前者は企業固有の価値であるが、後者はそうではなく、棚卸資産の正味実現可能価額は、販売原価控除後の公正価値と等しくなることがある (para. 7) と説明している。

低価法適用後の処理については、正味実現可能価額の上昇により生じる棚卸資産の評価減額の戻入額は、その戻入れを行った期間において、費用として認識された棚卸資産の金額の減少として認識しなければならないとして、洗替え方式を採用している (para. 34)。

## 第2節 米国会計基準の取扱い

ARB<sup>(8)</sup>第43号第4章「棚卸資産の評価」では、棚卸資産の有用性が原価と同じ大きさを持たなくなったときには、その損失を時価によって把握しなければならないとされている。そして、この低価法による時価とは、現在の再調達原価を意味するが、正味実現可能価額を超えることができず、また、正味実現可能価額から正常利益の見積額を控除した額を下回ることができないこととされている (Statement6)。これは、再調達原価より正味実現可能価額の方が低い場合には、再調達原価まで評価減を行っても販売時に損失が発生するため、棚卸資産の用益性は正味実現可能価額にとどまり、また、再調達原価が原価より低くとも、正味実現可能価額から正常利益を控除した価額まで評価減を行えば、販売により正常利益は確保されるので、棚卸資産の用益性の低下はそこまでであるという考えによるものとされている (Statement8,9)<sup>(9)</sup>。

この考え方によると、低価基準は売上原価の認識と同様に原価配分の手段すなわち原価主義会計の枠内と解釈されることになる<sup>(10)</sup>。

---

(8) Accounting Research Bulletin (会計研究公報)。

(9) 山田昭広『アメリカの会計基準〔第5版〕』170頁(中央経済社、2004)。

(10) 梅原・前掲注(7)135頁。

また、ARBは、低価法適用後の処理については、次期以降は、評価損計上後の額を原価とみなすべきであるとして、切放し方式を採用している。

このような国際的な会計基準と我が国の会計基準を比較すると、次表のとおりである。

○ 我が国の会計基準と国際的な会計基準との比較

	現行日本基準	国際会計基準	米国会計基準	新会計基準
評価方法	原価法と低価法の選択適用	低価法を強制適用	低価法を強制適用	低価法を強制適用
時価の定義	正味実現可能価額、再調達原価 など	正味実現可能価額	再調達原価 (注)	原則：正味売却価額、例外：再調達原価
低価法適用後の処理	洗替え又は切放し	洗替え	切放し	洗替え又は切放し

(注) ただし、正味実現可能価額を超えることができず、正味実現可能価額から正常利益の見積額を控除した額を下ることができない。

なお、諸外国における棚卸資産の評価に係る税制上の取扱いを見てみると、米国は、我が国と同様に原価法と低価法を選択適用を認め、低価法における時価も「再調達原価」を採用している<sup>(11)</sup>が、イギリス、フランス、ドイツは、いずれも低価法を強制適用しており、低価法における時価についても「正味実現可能価額」を採用している。

(11) CFR1. 471-2(c), 1. 471-4(a)。

## 第4章 棚卸資産の評価に係る基本的な考え方の考察

これまで、我が国の法人税法、商法、企業会計及び国際的な会計基準における棚卸資産の評価に係る取扱いを見てきたが、本章では、これらの取扱いに係る基本的な考え方について考察する。

### 第1節 法人税法の考え方

法人税法第22条第1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と規定していることから、法人税の課税標準である「所得の金額」の計算については、収益から費用を差し引いて損益を計算するという企業会計における損益法<sup>(12)</sup>を採用したものであるとされている<sup>(13) (14)</sup>。

そして、益金及び損金は、別段の定めがない限り、公正処理基準に基づいて算定することとしていることから、これらの計上時期については、企業会計における実現主義を採っているとされる。さらに、法人税法では資産の評価益の益金算入及び評価損の損金算入が原則として禁止されていることから、法人税

---

(12) 企業会計における期間損益計算の方法としては、損益法と財産法の二つがある。

損益法とは、一期間の収益から費用を差し引いて損益を計算する方法をいい、財産法とは、期首と期末の二時点の純財産額を算出し、両者の差額として損益を計算する方法をいう。

なお、この損益法は、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改正以来の考え方で、昭和40年の全文改正後の法人税法に受け継がれ、今日に至っている。

(13) 水野忠恒『租税法〔第3版〕』336頁（有斐閣、2005）。

(14) 昭和40年改正前の旧法人税法第9条第1項においても、「内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による」と規定されており、この所得計算方式は、明治32年に法人に対する所得税が創設されて以来変わっておらず、同改正においても従来の法人税法の所得計算の変更が意図されているものではないとされている（国税庁「昭和40年改正税法のすべて」102頁）。

法は、実現主義とコインの表裏であると言われる<sup>(15)</sup>取得原価主義を採用していると考えられる。

前述のとおり、法人税法においては、昭和 25 年以前までは、その棚卸資産の評価についての別段の定めがなかったことから、原則的には個別的にその取得価額をもって評価されたものと考えられている<sup>(16)</sup>。

また、昭和 25 年の税制改正で、原価法と低価法以外に時価法が採用されているが、これは法人税法が時価主義を採用したものではなく、中小企業に対する棚卸評価の簡便法として認めたものと解するべきであろう<sup>(17)</sup>。

その後の昭和 38 年改正における時価法の廃止、昭和 40 年改正における切放し低価法の採用は、法人税法が商法、企業会計との調和を図ったものと考えられる。

しかし、低価法を採用した場合の時価については再調達原価のみを認めており、正味実現可能価額を原則とする企業会計との調整は行われてこなかった。これについては、税法上の棚卸資産の評価の意味を原価の期間配分としてとらえるという税法の基本目的から演繹されたもの、つまり、原価配分の基準となる価額は「原価」で統一されるべきであって、売却価額ではないと考えられることによるものであるとされている<sup>(18)</sup>。

## 第 2 節 商法の考え方

前述のとおり、商法は、昭和 37 年改正により、旧商法第 285 条の 2 を新設し、棚卸資産を中核とする流動資産については、貸借対照表において取得価額又は製作価額を附すべきものとするとともに、原価主義と低価主義の選択適用を認めることとした。

---

(15) 岡村忠生『法人税法講義 [第 2 版]』51 頁 (成文堂、2006)。

(16) 武田・前掲注(2) 1702 頁。

(17) 武田昌輔『税務棚卸資産会計』131 頁 (産業図書、1957)。

(18) 井上久彌『棚卸資産の税務』200 頁 (ぎょうせい、1985)。

吉田昂氏は、この改正は、企業会計原則との調整を主要な目的として行われたもので、従来の商法が採っていた財産法の立場から、企業会計原則の採る損益法の立場を採ったもの、すなわち、流動資産については、財産法の採る時価主義を排し、損益法の採る原価主義を採ったものと位置付けておられ<sup>(19)</sup>、選択適用を認容した低価主義については、財産法の考え方を残すものであるが、時価主義の修正されたものではなく、原価主義の修正されたものと捉えるべきであると指摘しておられる<sup>(20)</sup>。また、低価主義を採用した理由については、低価主義は、期間損益計算の見地からすれば、合理性を持たないものと言われているが、連続意見書第四で示されたとおり、「低価主義は、期間損益計算の見地からすると合理性をもたないが、しかしそれは広く各国において古くから行われてきた慣行的評価思考であり、現在でも実務界から広く支持されている」が故に採用を容認した企業会計原則と同様の理由であると述べておられる。これに対し、西山忠範教授は、「商法が会計慣行としての低価主義を導入したのは、(中略)低価主義の性質が、商法の成果計算理念の背後に残存する財産計算の理念と調和すると認めたからにはほかならない。低価主義は、会計学者がどのように説明しようと、会計学上すでに成果計算の財産計算への妥協であって、その意味で商法がこれを導入したのはむしろ自然である。」と述べておられる<sup>(21)</sup>など、見解が分かれている。

次に、吉田氏は、低価主義における時価についても、企業会計原則と同じく、正味実現可能価額又は再調達原価であると考えておられる<sup>(22)</sup>。ただし、これについても、処分価額（正味実現可能価額）とする説がある<sup>(23)</sup>。

また、低価法適用後の処理については、低価主義をささえる保守主義の思考からすれば、未実現利益を計上すべきでないとするのであるから、時価の反騰

---

(19) 吉田・前掲注(5) 30頁。

(20) 吉田・前掲注(5) 21頁。

(21) 西山忠範「流動資産の評価」(上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法(8)株式会社の計算(1)』153頁(有斐閣、1987))。

(22) 吉田・前掲注(5) 100頁。

(23) 西山・前掲注(21) 155頁。

を無視し、評価益の計上を許さないものとする連続意見書第四の見解、すなわち、切放し方式が正当とされている<sup>(24)</sup>。ただし、これについても、①法律の明文上、旧商法第 285 条の 2 第 1 項但書及び第 2 項では、時価と取得原価が比較されているのであり、帳簿価額と時価とを比較する部分はないこと、②第 1 項本文は、時価が取得原価を超える場合の評価益を認めていないというにすぎないこと、③切放し方式は、保守主義的な観点からも支持できないし、時価が継続的に下落した場合に、たまたま、決算期がそのどの段階で到来したかによって、帳簿価額が異なることになり、妥当とは思われないことから、切放し低価法が許容されていると解するのは、現行法の解釈としては不自然であるとの見解がある<sup>(25)</sup><sup>(26)</sup>。

以上のように、商法は、棚卸資産の評価について、取得原価主義を採用したものの、低価法の根拠については、取得原価主義の枠内ではなく、旧来の時価主義の修正とする考え方も根強く残っており、時価の評価額、低価法適用後の処理についても、明文の規定がないため、見解は分かれている。

### 第 3 節 企業会計の考え方

近代の会計理論は、期間損益計算の方法として、損益法の理論を採っている。財産法によれば、現実の財産状態が損益に反映し、損益法によれば、企業活動の成果が損益に反映する。財産法は、企業の即時清算を仮定するものであり、損益法は、企業の永続を仮定するものである。企業の永続を前提とするならば、損益法は、期間損益計算の方法としては財産法にまさる<sup>(27)</sup>と言える。したがって、企業会計が、損益法を採用し、期間損益計算において取得原価主義を採る

---

(24) 吉田・前掲注(5) 101 頁。

(25) 弥永真生「第 3 部第 1 章商法の視点からの論点」(わが国会計基準の国際的調和化に関する研究委員会報告『わが国会計基準と国際会計基準および米国会計基準との比較調査』763 頁(企業財務制度研究会、2001))。

(26) 西山・前傾注(21) 156 頁も同旨。

(27) 吉田・前掲注(5) 23 頁。

のは、極めて自然のことであると考えられる。

しかし、この立場に立ちながらも、棚卸資産の評価については、昭和 24 年の企業会計原則の設定当初から、すでに低価主義の選択適用が認められていた。これについて、連続意見書第四では、保守主義による取得原価主義の例外として低価主義を認めたものとされているが、期間損益計算から評価のプロセスの排除を企図する取得原価主義にとって、低価主義が例外的位置しか占めていないと述べるだけでは、その現実的適用の論拠が明示されないため、会計理論は、低価主義をみずからの論理構成に首尾一貫して組み込む多くの努力を繰り返してきた<sup>(28)</sup>とされる。

例えば、低価主義を、その財貨から生み出される将来純収入の現在価値すなわち用益潜在力をもって棚卸資産の評価額とすべきであり、期末時価が取得原価を下回る差額部分は失われた用益潜在力の貨幣評価額として切り捨て、将来収益対応分として残った有効原価のみを期末評価額とするものと解する有効原価説や、通常の営業過程において回収可能な金額を棚卸資産の評価額とすべきであり、期末時価の下落分は回収不能原価分とみて切り捨て、回収可能額のみを期末評価額とするものと解する回収可能原価説などの解釈論である。

しかし、このような解釈論について、中村忠教授は、「最近の会計理論は評価損をも損益法的に説明するように努力しているが、それはなかなか困難な作業といわなければならない。それよりむしろ、会計計算では財産法的な資産評価ということが宿命であることを率直に認めるべきであろう。当期の費用が決まってから、残高としての資産が自動的に貸借対照表に収容されるという公式的見解では、現実の企業会計は解明し得ないからである。」と指摘しておられる<sup>(29)</sup>。

なお、昭和 50 年の企業会計原則の改正では、貸借対照表原則 5 A 及び注解 10 において、低価主義を期間損益計算における期間費用の計上との相互関連においてではなく、むしろ、期末に保有する棚卸資産の価格下落を直截に算定・表示する評価基準と捉えていることを明らかにしている。この改正は、商法の

---

(28) 津曲・前掲注(6) 353 頁。

(29) 中村忠『新版現代会計学〔全訂版〕』123 頁（白桃書房、1980）。

流動資産の評価規定との調整を図ったものと考えられており、低価主義を、期末棚卸資産の貸借対照表価額の算定に関する評価原則として、より一層明確にとらえたものであり、期間損益計算の観点を重視する会計理論は、みずからの理論構成の厳密性または首尾一貫性を強調するかぎり、棚卸資産の貸借対照表価額に関する「新企業会計原則」の規定に対して、十分な説明原理を提供しえなくなるであろうとの指摘がなされている<sup>(30)</sup>。

このように、企業会計においても、低価主義の論拠を、保守主義による取得原価主義の例外としてではなく、損益法に基づく期間損益計算の論理構成から説明しようとする解釈論については、様々な見解があるものの、いずれも期間損益計算において取得原価主義を採用することまでも否定するものではないと言えよう。

#### 第4節 国際会計基準の考え方

旧国際会計基準第2号(1993)では、「本基準書の目的は、取得原価主義会計における棚卸資産の会計処理を規定することにある。」とされ、「本基準書は、取得原価主義の下で作成される財務諸表上、…棚卸資産の会計処理に当たって、適用しなければならない。」とされていた。つまり、国際会計基準においても、低価法を取得原価主義の枠内として捉えており、低価法を例外的な基準としてではなく、むしろ、棚卸資産評価の支配的基準としていた。そして、その根拠については、資産はその販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて評価されるべきではないという考え方と首尾一貫している(para. 25)と説明されていた。

ところが、現行国際会計基準第2号(2004)では、「取得原価主義会計」という文言が削除され、また、「棚卸資産の帳簿価額を費用として認識することは、費用と収益を対応させることである」と規定した para. 32 も削除されるなど、

---

(30) 津曲・前掲注(6)354頁。

近年では、公正価値会計に向けた流れがあることが指摘されている<sup>(31)</sup>。

しかし、国際会計基準は、企業情報の開示のグローバルスタンダードとして、企業の財務内容をより正確に把握することを目的としていることから、金融商品の時価評価や、固定資産の減損会計を強制するものと言える。これにより、金融商品については時価評価による未実現損益の計上が行われるが、減損会計は、固定資産について下方修正のみの時価評価を行うものであり、未実現利益の計上までをも求めるものではない。棚卸資産の低価法の強制適用は、減損会計と同様に、下方修正のみの時価評価であり、リスク開示を重視する国際会計基準の考え方によるものであることからすると、取得原価主義の枠内と位置付けることができるだろう<sup>(32)</sup>。

## 第5節 小括

これまで見てきたように、法人税法、商法及び企業会計の三者とも、棚卸資産の評価の原則を、財産法に基づく時価主義ではなく、損益法に基づく取得原価主義（原価（取得時の価格）を基準として資産・負債を評価する考え方）によることを原則としている。つまり、企業が投資した資産の支出額ないし取得原価を、その投資の成果が確定（実現）する期間に配分するという考え方に立っているのである。

しかし、低価法は下方修正のみではあるが、原価以外に決算期末の時価を使用することから、取得原価主義との整合性につき、税法、商法、企業会計の研

---

(31) 角ヶ谷典幸「棚卸資産評価をめぐる諸問題」企業会計 58 卷 11 号 39 頁（2006）。

角ヶ谷教授は、我が国の時価概念についても、「正味実現可能価額」から「正味売却価額」へ、さらには「公正価値（一処分費用）」へと転換してきていると述べておられる。

(32) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」では、「これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。」と説明されている。

究者の間で、従来から議論が行われてきた。これらの議論を整理すると、次の3説に分けられる<sup>(33)</sup>。

- (1) 保守主義説：低価法は、古くから行われてきた慣行的評価思考であり、保守主義による取得原価主義の例外として低価法を認めたもの（通説、連続意見書第四）
- (2) 有効原価説：その財貨から生み出される将来純収入の現在価値すなわち用益潜在力をもって棚卸資産の評価額とすべきという考え方で、期末時価が取得原価を下回る差額部分は失われた用益潜在力の貨幣評価額として切り捨て、将来収益対応分として残った有効原価のみを期末評価額とするもの（時価：再調達原価、米国会計基準）<sup>(34)</sup>
- (3) 回収可能原価説：通常の営業過程において回収可能な金額を棚卸資産の評価額とすべきという考え方で、期末時価の下落分は回収不能原価分とみて切り捨て、回収可能額のみを期末評価額とするもの（時価：正味実現可能価額、国際会計基準、新会計基準）

有効原価説及び回収可能原価説は、いずれも原価主義の枠内と位置付けられている<sup>(35)</sup>が、国際会計基準や新会計基準が採用する回収可能原価説については、前述のとおり、原価主義の枠内というよりも、当該資産がもたらす将来の経済的便益のストック価値（回収可能額）を重視する会計観を想定しているとも言われている。

このように、回収可能原価説に立つ新会計基準を、取得原価主義の枠内と位置付けることに疑問を呈する論者もいるが、金融商品に適用される時価評価とは異なり、未実現利益の計上を強制するものではなく、減損会計基準と同様に、取得原価主義の枠内と位置付けることができるものとする。

---

(33) 武田隆二『平成17年版 法人税法精説』267頁（森山書店、2005）。

(34) 岡村忠生教授は、法人税法における低価法は、保守主義を用いた例外的位置付けを排し、収益費用対応の観点から、原価を用益潜在力（その財貨が生み出す将来の収益の現在価値）と見る立場（有効原価説）によって説明すべきであろうと述べておられる（前掲注(15) 85頁）。

(35) 鈴木一水「棚卸資産と税務会計」企業会計 58巻 11号 53頁（2006）。

## 第5章 新会計基準の内容分析

本章では、新会計基準の主な内容について分析する。

### 1 公表の経緯

棚卸資産の評価基準については、企業により原価法と低価法の選択適用が認められていることに対する是非や、低価法を原則とする国際的な会計基準との調和の観点から、平成13年11月の企業会計基準委員会のテーマ協議会において、レベル2の優先度（比較的優先順位の高いグループであるレベル1以外のグループ）とする提言がなされた（24項）ことを受けて、企業会計基準委員会では、棚卸資産の評価基準についての検討を開始し、平成17年4月には棚卸専門委員会を設置し、専門委員による討議や参考人等の意見聴取など審議を行い、論点整理、会計基準（案）の公表を経て、新会計基準の公表に至ったものである<sup>(36)</sup>（25項）。

上記テーマ協議会の提言書では、「わが国における棚卸資産に関する会計処理方法として、①原価法と低価法の選択適用、②再調達原価による評価（低価法適用時）の容認、③最終仕入原価法の容認、がある。いずれも国際的には特異な処理とみなされるものであり検討が必要である。」とされていることから、新会計基準の設定は、国際的な会計基準との調和を重視して行われたものと考えられる。

### 2 範囲

新会計基準3項では、「本会計基準は、すべての企業における棚卸資産の評価基準及び開示について適用する。」とされ、その適用対象は「すべての企業」とされている<sup>(37)</sup>が、いわゆる中小企業についても適用が強制されることにな

---

(36) 片山智二「「棚卸資産の評価に関する会計基準」について」JICPAジャーナル第18巻第9号24頁（2006）。

(37) 企業会計基準委員会がこれまでに公表した企業会計基準のうち、適用会社の範囲

るのかについて検討したところ、次のとおりであると考える。

平成 17 年 8 月に公表（18 年 4 月に改正）された「中小企業の会計に関する指針」1 項では、会社法第 431 条及び第 614 条において規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」のひとつとして、会社計算規則第 3 条に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（以下「会計基準」という。）があるとしている。

そして、同指針 3 項では、本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものであるとし、このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨されるとした上で、「もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。」としている。

さらに、同指針 4 項では、本指針の適用対象は、①証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、②会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社、を除く株式会社とした上で、①②の株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とするとしている。なお、中小企業会計指針では、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨されるとした上で、本指針の対象となる会社を中小企業というものと位置付けている。

また、同指針 6 項では、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に

---

に関する規定があるものは、平成 14 年 2 月公表の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計指針」、平成 17 年 11 月公表の「役員賞与に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」であるが、これらの適用対象の規定振りは、いずれも「すべての会社」とされている。なお、平成 17 年 12 月公表の「ストック・オプション等に関する会計指針」は、「企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引」等に対して適用されるものとした上で、未公開企業における取扱いについても言及している。

強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合があるとし、本指針では、こうした点も考慮して、中小企業が扱ることが望ましい会計処理や注記等を示していると説明している。

これらのことからすると、新会計基準の適用対象は、文字どおり「すべての企業」であるが、企業会計基準委員会が公表した新会計基準は、「中小企業の会計に関する指針」という会計基準に該当するため、同指針の適用対象となる中小企業には適用が強制されないものと整理することができる<sup>(38) (39)</sup>。

### 3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

新会計基準7項では、「通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。」とされている。

この結論の背景について、新会計基準36項では、「これまでの低価法を原価法に対する例外と位置付ける考え方は、取得原価基準の本質を、名目上の取得原価で据え置くことにあるという理解に基づいたものと思われる。しかし、取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であるとみることもできる。また、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準において、収益性が低下した場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げ

---

(38) 安藤英義教授は、会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、1つではなく、株式会社と持分会社で違っていいし、株式会社でも、公開、非公開、大、中小会社で違っていいという法令及び会計基準の運用方針が、平成10年6月の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の中で示されており、その延長で今の法令あるいは企業会計の運用がなされている旨述べておられる（「中小企業の会計に関する指針」をめぐって」企業会計57巻11号99頁（2005））。

(39) 「中小企業の会計に関する指針」では、現時点で、新会計基準の公表に伴う改正は行われていない。

る会計処理が広く行われている。そのため、棚卸資産についても収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられる。収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。棚卸資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合において、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者への確かな情報を提供することができるものと考えられる。」としている。

このように、新会計基準は、収益性が低下した場合の簿価切下げという会計処理を、これまでの保守主義による原価主義の例外とする考え方ではなく、原価主義の枠内で捉えているが、同項の説明については、収益性が低下した場合の簿価切下げを有効原価説と回収可能原価説のどちらで評価しているのか不明であるとの指摘がある<sup>(40)</sup> <sup>(41)</sup>。

なお、新会計基準では、従来の評価減と低価法による評価損の区別をなくしているが、これについて、新会計基準 39 項は、「これまでは、低価法を例外的処理として位置付けてきたことと相俟って、品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損の間には、その取扱いに明確な差異がみられた。しかし、発生原因は相違するものの、正味売却価額が下落することにより収益性が低下しているという点からみれば、会計処理上、それぞれの区分に相違を設ける意義

---

(40) 鈴木一水准教授は、「将来の収益を生み出すという意味における有用な原価」という考え方に着目するならば有効原価説と理解できるけれども、「回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方」や「取得原価基準の枠内で回収可能性を反映するように」という考え方に着目すると回収可能原価説のようにも理解できる、あるいは「基準」は有効原価説と回収可能原価説を同じ意味で理解しているのかもしれない。」とした上で、有効原価説における原価には将来利益は含まれないのに対し、回収可能原価説では、将来の利益を含む回収可能額が原価となることから、「基準」は回収可能原価説に立っているもの推察される。」と述べておられる（前掲注(35)53頁）。

(41) 角ヶ谷典幸教授も、「内容を異にするはずの「有用性」「回収可能性」および『収益性の低下』が混在しており、これではいかなる損益計算を志向しようとしているのかまったくわからない。」と述べておられる（前掲注(31)39頁）。

は乏しいと考えられる。また、特に経済的な劣化による収益性の低下と、市場の需給変化に基づく正味売却価額の下落による収益性の低下は、実務上、必ずしも明確に区分できないという指摘も多い。以上により、本会計基準では、これらを収益性の低下の観点からは相違がないものとして取り扱うこととしている。」としている。

#### 4 正味売却価額

新会計基準4項では、「「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。」とした上で、5項において、「「正味売却価額」とは、売価（購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。」と定義している。

これについて、新会計基準33項では、「連続意見書第四で用いられていた正味実現可能価額という用語に代えて、「正味売却価額」という用語を用いている。これは、実現可能という用語は不明確であるという意見があることや、「固定資産の減損に係る会計基準」において正味売却価額を用いていることとの整合性に配慮したものであるが、これらの意味するところに相違はない。」としている。

また、新会計基準37項及び40項では、収益性の低下の有無について、投資が回収される形態に応じて判断することが考えられるとし、棚卸資産の場合には、通常、販売によってのみ資金の回収を図る特徴を踏まえると、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であり、他の会計基準における考え方とも整合的であるとした上で、41項において、棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は売上原価に配分されるが、このように最終的な投資の成果の確定は将来の販売時点であることから、収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際して

も、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額によることが適当と考えられるとしている。

## 5 再調達原価

新会計基準 10 項では、「製造業における原材料のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、再調達原価（最終仕入原価を含む。）によることができる。」としており、これまで無条件に正味実現可能価額との選択適用を認めてきた取扱いを改め、再調達原価によることができる場合を限定したものと云える。

この取扱いの背景について、新会計基準 50 項では、原材料等に限らず他の購入品の場合でも、通常は、再調達原価の方が把握しやすいと考えられることから、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定されるときには、正味売却価額の代理数値として再調達原価によることができるものとしたとしている。

また、新会計基準 6 項では、「「再調達原価」とは、購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。」と定義付けているが、これは、従来と同様、法人税法上の「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」と同義であると思われる。

## 6 低価法適用後の処理

新会計基準 14 項では、「前期に計上した簿価切下額の戻入れに関しては、当期に戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用できる。また、売価の下落要因を区分把握できる場合には、物理的劣化や経済的劣化、若しくは市場の需給変化の要因ごとに選択適用できる。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。」としている。

これについて、新会計基準 58 項及び 59 項では、これまで洗替え法と切放し法の両方が認められてきたことから、洗替え法と切放し法のいずれが実務上簡便であるかに関しては、企業により異なることや、一般的に正味売却価額が回復するケースは必ずしも多くないと考えられること、仮に正味売却価額が回復している場合には、通常、販売され在庫として残らないと見込まれることから、洗替え法と切放し法の選択を企業に委ねても、結果は大きく異なるものと考えられるとしている。

## 7 トレーディング目的で保有する棚卸資産

新会計基準 15 項では、「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。」こととされ、16 項では、「トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、「金融商品に係る会計基準」における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。」ものとされている。

これについて、新会計基準 60 項では、「トレーディング目的で保有する棚卸資産」を、当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るものと位置付けており、例えば、金の取引市場のように、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場で、トレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業の投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当と考えられるとしている。

新会計基準の内容は、以上のとおりであるが、総評すると、国際会計基準と米国会計基準の折衷案とも呼べるものである。しかし、時価評価額について正味売却価額を原則としていることからすると、国際会計基準の考え方に寄っているとと思われる。

## 第6章 新会計基準が適用された場合の 執行上の問題点

本章では、新会計基準と法人税法の取扱いとの相違点を抽出し、新会計基準が適用された場合において、それらの相違点に起因して発生することが想定される執行上の問題を考察する。

### 第1節 法人税法と新会計基準との主な相違点

まず、棚卸資産の評価に係る法人税法と新会計基準の取扱いの主な相違点を列挙すると、次のとおりである。

#### (1) 評価方法

法人税法が原価法と低価法の選択適用であるのに対し、新会計基準は低価法を強制適用する。

#### (2) 低価法と評価減の区分

法人税法では、損傷・陳腐化等の事実が生じた場合には評価減の規定が適用されるが、新会計基準は両者を区分せず、いずれの場合も低価法による評価損とされる。

#### (3) 時価の定義

法人税法は、再調達原価であるのに対し、新会計基準は原則として正味売却価額とし、例外的に再調達原価を認めている。

#### (4) 切放し低価法

法人税法は原価法で後入先出法を選択している場合には切放し低価法を認めないが、新会計基準はいずれの場合も選択適用を認めている。

#### (5) トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価

法人税法は明確な規定を持たないが、新会計基準では時価評価することとされている。

## 第2節 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点

棚卸資産の評価に係る法人税法と新会計基準の取扱いの主な相違点は、以上のとおりであるが、従前の法人税法の取扱いを前提として、新会計基準が適用された場合において、これらの相違点に起因して発生することが想定される執行上の問題点を列挙すると、次のとおりである。

### (1) 評価方法

新会計基準は「すべての企業」を対象としている（ただし、前述のとおり、中小企業には強制適用されないものと考えられる。）ため、低価法への評価方法の変更申請が一時期（平成20年3月末）に集中して提出されることが予想される。

また、低価法を申請した法人が、低価法を適用していないことにより、更正の可否を検討する必要がある事案が増加する。（法法29①、法令31②）

### (2) 低価法と評価減の区分

法人税法上の評価減における時価（実現可能価額）と新会計基準の時価（正味売却価額）が異なるため、調査等においては、低価法によるものと評価減によるものを区分した上で、評価額の適否を検討する必要がある。

（従前も同じ。）

### (3) 時価の定義

正味売却価額で評価している場合、再調達原価による更正が必要となる。

（従前も同じ。）

### (4) 切放し低価法

後入先出法を採用している法人が切放し低価法を採用している場合には、洗替え方式で更正する必要がある。（従前も同じ。）

### (5) トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価

新会計基準上の「トレーディング目的で保有する棚卸資産」の法人税法上の取扱いを明確にする必要がある。

## 第7章 法人税法の調整の方向性

本章では、これまでの検討を踏まえ、今後の法人税法の調整の方向性について検討する。

### 第1節 法人税法が低価法を強制適用することの是非

低価法の強制適用は、新会計基準と法人税法との最大の相違点であるが、まず、はじめに、法人税法が新会計基準に合わせて低価法を強制適用することの是非について検討する。

前述のとおり、法人税法は、従来から、棚卸資産の評価について、商法及び企業会計と同様に取得原価主義を採用し、原価法と低価法の選択適用を認めてきたものである。今回の新会計基準における低価法の強制適用は、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である（36項）と説明されており、これまでの取得原価主義を廃し、時価主義を採用しようとするものではないと考えられる。したがって、法人税法が新会計基準に合わせて低価法を強制適用することとしても、従来の損益法による期間損益計算を原則としてきた所得計算の考え方に反するものではなく、評価方法の統一が図られるという観点からは、むしろ適正・公平な課税の実現に資するものということもできる。

しかし、仮に、法人税法が、新会計基準に合わせて低価法を強制適用した場合には、次のような実務上の問題が想定される。

イ 低価法においては、すべての棚卸資産について、期末における時価を算定し、取得価額と比較する作業が必要となるが、前述のとおり、新会計基準は中小企業に強制適用されるものではないため、すべての企業が会計実務において新会計基準を採用し、低価法を適用するとは到底考えられず、また、法人税法が、法人の大多数を占める中小企業のすべてに、このような作業を強制しても、当該法人が実行することは実務上不可能であると考

えられる。

一方、一部の法人のみに低価法を強制することも、課税の公平性の観点からは問題なしとは言えないだろう。

ロ 課税庁が、低価法を適用していない企業に対し、低価法によって所得金額を算定するためには、膨大な事務量を要し、執行が困難になると思われる。

このような問題を踏まえると、法人税法が低価法を強制適用することは現実的でなく、また、従来の選択適用を廃止しなければならない合理的な理由も認められない。したがって、法人税法においては、従来の選択適用を維持すべきであろう。

なお、平成 19 年度税制改正においても、法人税法が低価法を強制適用することとはしておらず、妥当な改正であると考ええる。

## 第 2 節 新会計基準が適用された場合の執行上の問題点と 法人税法の調整の方向性

次に、前章で検討した新会計基準が適用された場合に想定される執行上の問題点について、法人税法の調整の方向性を検討する。

### (1) 評価方法

新会計基準はすべての企業を対象としているため、低価法への評価方法の変更申請が一時期（平成 20 年 3 月末）に集中して提出される<sup>(42)</sup>ことが予想されることについては、みなし承認制度（法令 30⑤）があることや、前述のとおり、新会計基準は中小企業には強制適用されるものではないため、中小企業で変更申請をする法人は必ずしも多くはないと思われることから、対応は可能と思われる。ただし、申請書の審査方法等について事前に税務署・国税局に周知しておく必要があるだろう。

---

(42) 上場企業のうち、低価法を採用しているのは 2～3 割と言われている。

なお、現行評価方法を採用してから相当期間を経過していない場合には、税務署長は申請を却下することができる（法令 30③）が、今回のような会計基準の変更に伴う申請については、法人税基本通達 5-2-19（評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」）にいう「特別の理由があるとき」に該当するものと言え、却下相当とすべきではないと考える。

また、低価法を申請した法人が、低価法を適用していないケースが増加することが考えられるが、これについては、従来どおり、課税庁側が個々の事例ごとに更正の要否を判断するしかないだろう。

## （2）低価法と評価減の区分

法人税法上、評価減は、旧商法や企業会計原則との整合性に配慮し、通常の経営過程における棚卸資産の消費・販売における原価の計算としてではなく、災害その他の異常な状態において発生した損失の計算の問題として位置付けられてきた<sup>(43)</sup>。つまり、税法規定の背景には、将来時価の回復の可能性もある単なる価格の下落と、物質的あるいは経済的に回復可能な品質低下や陳腐化とは異なるという考え方があり<sup>(44)</sup>、棚卸資産の価格が災害等の特別の事実に基づいて低下し、かつ、回復の可能性がない場合に限って評価減の損金算入を認めたものであって、低価法が取得原価主義の枠内における期末評価のしるしにとどまっているのに対し、評価減の計上はすでに実現した損失を顕在化させるものであるといえ、両者は全く次元の異なるものである<sup>(45)</sup>と言える。

また、前述のとおり、すべての法人に低価法を強制適用させることが非現実的であることを踏まえると、評価減を低価法の中に組み込む必然性もないと言える。

ただし、法人税法が評価減の規定を維持した場合には、前章で指摘したとおり、法人税法上の評価減における時価（実現可能価額）と新会計基準

---

(43) 井上・前掲注(18) 200 頁。

(44) 鈴木・前掲注(35) 53 頁。

(45) 成松洋一『法人税セミナー三訂版』185 頁（税務経理協会、2004）。

の時価（正味売却価額）が異なるため、課税庁は、調査等において低価法によるものと評価減によるものを区分した上で、評価額の適否を検討する必要があるが、「実現可能価額」と「正味売却価額」の差異は、見積追加製造原価及び見積販売直接経費を含むか否かであるので、実現可能価額の算定は可能であるものと考えられる。

なお、法人税法は、評価減に損金経理要件を付しているが、これは、評価減がすでに実現した損失であるとはいえ、客観的に認識することがむずかしく、内部取引として企業の主観に負うものであることは否定できないことから、適正公平な課税、大量、回帰的な処理という税の性格からその計上を企業の認識に委ねたものと考えられており<sup>(46)</sup>、合理的な取扱いであると言える。

### (3) 時価の定義

前述のとおり、これまで、企業会計では、低価法における時価について、「正味実現可能価額」を適当としつつも、「再調達原価」によることを認めており、また、「再調達原価」の代替として「最終取得原価」や「売価からアフター・コスト及び正常利益を差し引いた価額」によることも認めてきた。

一方、新会計基準では、「正味売却価額」を原則とし、「再調達原価」にすることができる場合を一定の場合に限定しているが、当該「正味売却価額」（売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したもの）とは、「正味実現可能価額」（決算時の売価からアフター・コストを差し引いた価額）の意味と相違するものではないとされており（33 項）、また、新会計基準にいう「再調達原価」（購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したもの）も、従来の「再調達原価」と同様に、法人税法上の低価法における時価（「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」）と同義であると認

---

(46) 成松・前掲注(45) 186 頁。

められる。

そうすると、「再調達原価」と「正味売却価額」との差異は、販売利益相当額を含むか否かという点にあり<sup>(47)</sup>、通常、販売利益を含む「正味売却価額」の方が「再調達原価」を上回る場合が多いのではないかと考えられる<sup>(48)</sup>。そして、「再調達原価」により評価された棚卸資産が翌期に販売される場合には、販売利益相当額が翌期の利益として計上されることになり、「正味売却価額」の場合には、計上されないことになるが、いずれの場合も、2期を通じて計上される損益は同じであり、いずれを採用したとしても、期間損益を大きく歪めるものではないと考えられる<sup>(49)</sup>。

(47) 井上・前掲注(18) 197頁。

(48) 時価評価額の関係（通常の場合）

見積販売経費	← 実現可能価額 (通常の譲渡可能価額)
通常の販売利益	← 正味売却価額・正味実現可能価額 (通常の売価から見積販売直接経費を控除したもの)
再調達原価	← 再調達原価 (取得のために通常要する価額)

(49) 例えば、取得原価 100 の在庫商品 1 個について、当期末の正味売却価額を 90（見積売却価額 95、見積販売経費 5）、再調達原価を 85 とし、この商品が翌期において当期の見積りどおり売価 95、販売経費 5 で売却されたとする。この場合、当期末において、洗替え低価法を適用し、当該商品を「再調達原価」で評価すると、次表のとおり、当期は 15 の損失、翌期は 5 の利益を計上することになる。また、「正味売却価額」で評価すると、当期は 10 の損失、翌期は損益 0 となる。

	再調達原価		正味売却価額	
	当期	翌期	当期	翌期
売 上		95		95
売 上 原 価		△100		△100
販 売 経 費		△5		△5
評 価 損 戻 入 益		15		10
評 価 損	△15		△10	
損 益 計	△15	5	△10	0

法人税法は、低価法における時価について、「再調達原価」のみを採用しており、これまでも、低価法を適用する法人が、会計上、「正味実現可能価額」を採用している場合には申告調整を行う必要があった。ただし、実務上、どの程度の法人が「正味実現可能価額」を採用していたのかは不明であり、また、この申告調整をめぐる税務訴訟事例も見当たらない。

しかし、新会計基準が適用された場合には、中小企業以外の法人は、会計上、原則として「正味売却価額」で評価することになるため、法人税法が従来の「再調達原価」を維持した場合には、このような申告調整が必要とされる場面が、これまで以上に多くなってくることが予想され、法人が正味売却価額で評価している場合、法人側、課税庁側ともに、再調達原価で課税所得を再計算しなければならず、その負担が増大するものと思われる。

また、新会計基準では、再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合に限り、「再調達原価」によることを認めているが、これが具体的にどのような場合を指すのかについては必ずしも明確でなく、法人税法がこのような区分を採用することは難しいものと思われる。

さらに、連続意見書第四では、購入品の時価としては再調達原価の方が把握しやすく、生産品の時価としては売価に基づく正味実現可能価額の方が把握しやすいとしているように、様々な事業形態を有する法人において

【参考】切放し低価法を適用した場合

	再調達原価		正味売却価額	
	当期	翌期	当期	翌期
売上		95		95
売上原価		△85		△90
販売経費		△5		△5
評価損戻入益		—		—
評価損	△15		△10	
損益計	△15	5	△10	0

は、「再調達原価」が適合するものと「正味売却価額」が適合するものが混在するのであり、これらのいずれかを強制することは、法人にとっても、課税庁にとっても実務上の負担が大きく、適当ではないと思われる。

以上のことを総合勘案すると、法人税法においては、「再調達原価」と「正味売却価額」の選択適用を認めるべきではないかと考える。ただし、利益調整等による租税回避を防止する観点から、継続適用を要件とする必要があるろう。

次に、評価減における時価との関係について付言する。

評価減の時価は、その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額とされており（法基通9-1-3）、この価額は、その評価損の基因となった事実が生じた後の状態において事業の用に供するものと仮定した場合の通常の譲渡価額（実現可能価額）をいうのであるから、いわゆるスクラップ等としての処分価額ではなく、また、いわゆる正味実現可能価額（譲渡可能価額から譲渡経費の見積額を控除した金額）や再調達原価を意味するものではないことに留意する必要があるとされている<sup>(50)</sup>。

つまり、評価減は、通常の経営過程における棚卸資産の消費・販売における原価の計算としてではなく、災害その他の異常な状態において発生した損失の計算の問題として位置付けられており、その場合には財産価値の喪失という見地から考えることになり、その尺度としては回収可能価額、言い換えれば「実現可能価額」を採るのが自然であるという考え方が導かれるのである<sup>(51)</sup>。

また、評価減は、特定の事実が生じた事業年度において、損失が実現したもとして損金の額に算入することが認められたものであり、その金額の算定は、客観的かつ統一的に行われるべきものであることから、その時価については、従来どおり、「実現可能価額」を採用すべきものとする。

---

(50) 小山真輝編著『法人税基本通達逐条解説』612頁（税務研究会出版部、2006）。

(51) 井上・前掲注(18)200頁。

したがって、法人が、会計上、新会計基準に従って「正味売却価額」（又は「再調達原価」）により評価損を計上した場合には、「実現可能価額」との差額につき申告調整する必要があるが、この場合における課税庁側の執行上の問題については、上記(2)のとおりと考える。

なお、平成 19 年度税制改正においては、低価法における時価（法令 28 ①二）を、「事業年度終了の時における価額」と規定しているが、この時価の規定振りは、評価減における時価（「事業年度終了の時における当該資産の価額」（法法 33②））とほぼ同じであり、現行通達（法基通 9-1-3）の解釈からすると、「実現可能価額」を指しているものと思われる。しかし、上記(2)のとおり、低価法における時価と強制評価減における時価は異なるものであり、また、原則として「正味売却価額」を時価とする新会計基準とも整合性を欠くこととなる。

いずれにしても、法人税法上の低価法における時価が、「実現可能価額」、「正味売却価額」、「再調達原価」といった時価の概念のいずれを指すのか、明確に示す必要があろう。

#### (4) 切放し低価法

前述のとおり、新会計基準は、洗替え法と切放し法の選択を企業に委ねても、結果は大きく異なることを理由に、原価法の種類を問わず、選択適用を認めている。

しかし、法人税法が、切放し低価法の導入当初から、後入先出法に基づく低価法についての適用を認めなかった理由は、時価の低落の都度帳簿価額の切下げが行われ、仮に時価の反騰があってもその数量に相当する棚卸資産を保有する限りは半永久的にその差額は実現されないことになること、すなわち、かつて経験した最低の価額による評価が続けられることになり、課税上は他の評価方法を採る場合に比して著しく有利になることであるとされているのであり<sup>(52)</sup>、程度問題とはいえ、適正・公平な課税の実現を目

---

(52) 武田・前掲注(2) 1761 頁。

的とする法人税法においては、この取扱いは相当であると言える。

また、切放し低価法については新会計基準においても選択適用が認められており、後入先出法を採用している法人が切放し低価法を採用するケースは少ないものと考えられることや、今後、企業会計基準委員会で後入先出法自体の是非が検討される予定であることを踏まえると、現時点において、法人税法が取扱いを変更する必要はないと思われる。

#### (5) トレーディング目的で保有する棚卸資産

「金融商品会計に関するQ&A」Q21では、「金地金等の現物商品自体は棚卸資産であり、金融資産ではないため、金融商品会計基準の対象外であり、原則として、時価評価することはできません。」とする一方で、「金地金等の現物商品の中には、売買目的有価証券と同様に、取得後主として短期間の価格の変動に基づいて利益を獲得するために、先物取引、先渡取引、消費貸借取引等と組み合わせられ、同一現物商品（倉荷証券及び金地金等の預り証を含む。）について反復的な購入と売却が行われ、流動性が高く、時価を容易に算定でき、かつ、トレーディング目的の要件を満たし、短期的な金融投資としての側面が強く、金融資産と同様の性格を有しているものがあります。金銭債権等の金融資産のうち、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易であるもので、トレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱うとされており（実務指針第269項）、時価評価することが認められています。また、会社法では、市場価格のある資産については、時価を付すことができるものとされています（会社計算規則第5条第6項第2号）。しかし、金地金等は棚卸資産であるとの解釈から現行会計慣行の下では、時価評価できないものと考えられています。」と解説されていた。このことから、新会計基準においては、商品取引所等で行われる商品先物取引等により企業が投機手段として保有する金地金等の現物商品を「トレーディング目的で保有する棚卸資産」と位置付け、これらについては通常の販売目的で保有する棚卸資産と区分し、売買目的有価証券の取扱いに準じ、時価評価を行うこととしたものと考えられる。

一方、法人税法においては、従来から、金地金等の取扱いに関する明文の規定がなかった。金を自己の商品として売買している場合には、法人税法上の棚卸資産(法法2二十、法令10)に該当することは明らかであるが、商品取引所等で行われる商品先物取引等により企業が投機手段として保有する金地金等の現物商品については、それ自体を自己の取引商品として売買するものではないため、法人税法上の棚卸資産(法法2二十、法令10)には該当しないものとも考えられる。また、法人税法上の有価証券は、同法第2条第二十一号に掲げるものに限定されているが、金地金等はこれにも該当しない。これらのことから、実務上は、企業が投機手段として保有している金については、有価証券の評価に準じ、総平均法又は移動平均法のいずれかの方法を継続適用して譲渡原価の算出を行ってきたのではないかとと思われる<sup>(53)</sup>。

そして、平成12年度の税制改正により、法人税法においても、デリバティブ取引に対する時価評価が導入された(法法61の5)が、商品取引所等で行われる商品先物取引等は、商品の受渡決済を行うことができることから、法人税法施行規則第27条第1項第5号に規定する「商品デリバティブ取引」には該当しないものとされている。しかし、商品デリバティブ取引に該当しない商品先物取引等であっても、法人税基本通達2-3-35に定める3つの要件をすべて満たす場合には、原則として、法人税法施行規則第27条第1項第20号(その他のデリバティブ取引)に規定する取引として、税務上のデリバティブ取引に含まれることになる<sup>(54)</sup>。これら3つの要件とは、第1に、デリバティブ取引の価値が、①基礎数値の変化に反応して変化し、かつ、②想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引でなければならないこと、第2に、デリバティブ取引の開始に当たって投資が不要であるか、又はほとんど必要としない取引でなければならないこと、第3に、原則としてデリバティブ取引は、純額による

---

(53) 渡辺淑夫監修『金融商品の税務Q&A』35頁(ぎょうせい、1992)。

(54) 小山・前掲注(50) 239～240頁。

決済（差金決済）をする取引でなければならないことであるが、商品取引所等で行われる商品先物取引等は、通常、これらすべての要件を満たしていると認められることから、法人税基本通達2-3-36に定める「受渡決済見込取引」を除き、法人税法上、「その他のデリバティブ取引」に該当すると認められる。内国法人がデリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合には、その取得の時点における当該資産の価額とその取得の基因となったデリバティブ取引に係る契約に基づき当該資産の取得の対価として支払った金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入することとされており（法61の5②）、商品取引所等で行われる商品先物取引等により企業が投機手段として取得した金地金等の資産については、取得時には時価で計上されることとなるが、事業年度末において保有している金地金等の資産については、投機目的であってもデリバティブ取引によるものとして時価評価されることはない。しかしながら、新会計基準60項で、「「トレーディング目的で保有する棚卸資産」は、売買・換金に対して事業遂行上の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業の投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当と考えられる。」とされているとおり、商品取引所等で行われる商品先物取引等により企業が投機目的で保有する金地金等の資産については、法人の事業活動の成果を的確に所得に反映させるという観点からも、売買目的有価証券の取扱いに準じて、時価評価の対象とすべきであると考えられる。

なお、この点については、平成19年度税制改正において、新会計基準の取扱いに合わせて、「金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの」等を「短期売買商品」とし（法令118の4）、これらの資産については、時価法によ

り評価することとしており（法法 61②）、妥当な改正であると考え<sup>(55)</sup>。

---

(55) 改正法案では、法人税法第 2 条第二十号（棚卸資産の定義）の規定に、棚卸資産から短期売買商品を除く旨の「かっこ書き」が加えられていることから、短期売買商品は、従来、法人税法上棚卸資産に該当していたものと解される。

## 結びに代えて

冒頭で述べたとおり、本研究は、平成 20 年 4 月 1 日からの新会計基準の適用を前に、新会計基準に対する法人税法の調整の方向性について検討を開始したわけであるが、研究着手後の平成 18 年 12 月 19 日に、「平成 19 年度税制改正の大綱」（財務省）が公表され、棚卸資産の評価について、「低価法を適用する場合における評価額を事業年度末における価額とする」との方針が示された。そして、平成 19 年度の税制改正において、所要の改正が行われたものである。

この平成 19 年度税制改正は、新会計基準の導入に対し、税制上の迅速な手当てを行ったものとして評価することができるだろう。

また、謬らずも、その改正の方向性は、本稿の結論とも概ね一致しており、妥当なものと思われるが、しかし、前述のとおり、細部においては更に検討を要すると思われる事項もあることから、企業会計との十分な調整を行って、税制上の取扱いを明確にしていく必要があるだろう。

なお、企業会計との調整に当たっては、健全な会計処理を基に算定される法人の事業活動の成果としてのあるべき「所得の金額」を追求し、適正・公平な課税を実現するという法人税法の目的を忘れてはならない。